

第 1 号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成 30 年 6 月 19 日

国土交通省土地・建設産業局建設業課 御中

照会者名 行政書士四本事務所
行政書士 四 本 平 一
住所 千葉県君津市空師 4 丁目 19 番 6 号

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第 29 条 1 項 1 号、同法第 11 条 5 項、同法第 12 条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A 社は、現在、平成 28 年 6 月 1 日施行の改正建設業法施行規則（平成二七年一二月一六日国土交通省令第八三号）附則第 4 条による「とび・土工工事業」技術者にて「解体工事業」技術者とみなされての、当該技術者を「解体工事業」の専任技術者として「解体工事業」の許可を申請しその許可を受けている者です。

の場合において、A 社は、2021 年（平成 33 年）3 月 31 日までに、建設業法第 7 条第 2 号に定めるところの「解体工事業」の技術者要件を満たす者への変更が不可能であったものとします。

の事実により、A 社は、建設業法第 11 条 5 項に基づき、2021 年（平成 33 年）3 月 31 日の翌日から起算して 2 週間以内に許可行政庁に対し「様式第二十二号の三」による「変更等の届出」（建設業法第 7 条 2 号に掲げる基準を満たさなくなったことを理由とするもの）及び 2021 年（平成 33 年）3 月 31 日の翌日から起算して 30 日以内に許可行政庁に対し建設業法第 12 条に基づく「様式第二十二号の四」による「廃業等の届出」（「解体工事業」の廃業）を行うものとします。

上記により以下の事項を照会いたします。

(1) 上記 の事実において、A 社は、建設業法第 29 条 1 項 1 号に規定する「許可の

取消し」の対象となるのか否か。それとも、現在受けている「解体工事業」の許可は上記 に記載のいわゆる「みなし技術者」にての許可であるため、そもそも2021年（平成33年）4月1日時点で当該許可は「失効」となるのか否か。

(2) 上記 の事実において、A社は、上記 のような「変更等の届出」及び「廃業等の届出」手続きが必要であるのか否か。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(見解)

A社の「2.」の「 」の事実は、建設業法第7条2号に定める許可の基準を満たさないこととなり、よってそれが同法第29条1項1号に定める「許可の取消し」事由に該当しその対象となるというものであり、許可が「失効」するというものではないものと思料します。したがって、A社は、「2.」の「 」の届出を法定期間内に行う必要があるものと思料します。

(根拠)

「許可」処分が「失効」するものは法定（建設業法第3条3項、同法同条6項、同法9条）されており、平成28年6月1日施行の改正建設業法施行規則（平成二七年一二月一六日国土交通省令第八三号）附則第4条による「みなし」規定の有効期間経過の場合のことなどは建設業法には規定されていないから。

したがって、当該「みなし」規定の有効期間経過後においては、建設業法第7条2号に定める許可の基準を満たさないこととなるので同法第29条1項1号に定める「許可の取消し」事由に該当することとなり、建設業法第11条5項（結果として同時に建設業法第12条に規定する廃業等の届出も必要となる。）により、当該場合には法定期間内に届出を要することと規定されているから。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しません。

5. 連絡先

下記メールアドレスに、取り急ぎ、このメールへの返信の形または御課からの新たな御差出の方法にていずれかのご回答で結構ですので、必ず御課長名の入ったものでご回答をいただきたくお願いいたします。なお、紙媒体による回答書も希望いたします。

メールアドレス：4books@hello.email.ne.jp

住 所 : 〒299-1163 千葉県君津市空師 4-19-6